



令和元年12月16日

東京都北区長
花川 與惣太 殿

東京都北区特別職報酬等審議会

会長 大前 孝太郎



東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに
区長、副区長及び教育長の給与の額等の適否について（答申）

令和元年12月16日付、31北総総第3781号で諮問を受けた標記の件
について、本審議会の意見は別紙のとおりです。



東京都北区特別職報酬等審議会委員

会 長 大 前 孝太郎

会長職務
代 理 者 尾 花 秀 雄

委 員 岡 野 幸 恵

委 員 小 川 孝

委 員 桑 田 美 佳

委 員 小 池 孝 則

委 員 齊 藤 正 美

委 員 田 中 義 正

委 員 西 村 博 匡

委 員 増 田 幹 生

答 申

1 はじめに

本審議会は、令和元年12月16日、東京都北区長から以下の適否について諮問を受けた。

- (1) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定に基づく、東京都北区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給与の額
- (2) 東京都北区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づく、地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員及び監査委員の報酬及び給与の額並びに同法第100条第14項に規定する政務活動費の額

審議にあたっては、各委員が区民各界の代表としての自覚と見識をもって、公正な立場から、特別職等の職責、他の特別区の状況など、関係資料を参考にしながら、多角的かつ慎重な審議を行い、以下の結論を得た。

2 結 論

(1) 報酬等の額

令和元年10月21日、特別区人事委員会は一般職員の給料について、平成31年4月時点で、公民較差が△2,235円(△0.58%)であるとして、公民較差の解消に伴う月例給の引下げを勧告した。

特別区人事委員会勧告をめぐる状況を踏まえつつ、このたびの審議においては、まず議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給与については、それぞれその果たす役割の重要性と職責に見合うものであるとともに、特別区人事委員会勧告の内容や社会経済情勢の動向、国や他自治体との均衡等を総合的に判断し、区民の理解と納得が得られるものでなければならぬということ改め確認した。

近年の改定の経緯を振り返ると、議員報酬については、平成26年に引下げの改定を行い、平成27年から平成30年までは、引上げの改定を行っている。また、現状の議員活動は広範囲化し、常勤化するとともに、地方議会議員年金制度が廃止になったこと等により、新たな人材の確保についても厳しい環境となっている。

一方、区長、副区長及び教育長の給与についても、平成26年に引下げの改定を行った。区長、副区長については、他区と比較して高い水準にあつ

たことから、平成 28 年と 29 年は据え置きとしている。教育長については、平成 29 年に新教育長制度移行に伴う職務・職責に見合った「職務加算分」を加えている。平成 31 年は一般職員の給与の改定内容や社会情勢の動向等を総合的に判断し、区議会議員の報酬月額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給与月額については、据え置きとした。

これまで本審議会は、区長及び副区長についても、執行機関の最高責任者としての職責相応の年収が確保されるべきであることを答申してきたところである。

特別区人事委員会勧告は、昨年度と同様、行政系人事・給与制度の抜本的な改正が影響している可能性が高く、区長等の給料月額等と直接的に連動させる関係性が低いものと考えられるが、勧告を踏まえ職員の給料が引下げられることを考えると、特別職の給料や議員報酬を引き続き据え置くということは、区民の理解を得ることは難しいという結論に達した。その結果、本審議会は、特別職の報酬等の額について、本年の特別区人事委員会勧告による一般職の給料措置と同程度の、月額 0.58%相当の引下げを行うことが妥当であるとの結論に至った。

なお、常勤の監査委員については、23 区での比較検討の結果、常勤の監査委員を置いている区の平均に比べ、低い水準にあることから、据え置くことが適当である。

(2) 期末手当の額

特別区人事委員会は、特別区職員の期末手当及び勤勉手当について、「民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.15 月引上げる」とする勧告を行った。

これまで本審議会は、一般職員の期末勤勉手当において改定があった場合、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当についても同趣旨の対応を行うことが適当であるとの考えを示してきたところである。

したがって、「(1) 報酬等の額」で示した考え方に準じて、議員、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当については、年間の支給月数を 0.15 月引上げることが適当である。

(3) 地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員の報酬及び政務活動費について

地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員、いわゆる行政委員会委員の報酬については、委員の職責や他区との均衡等を総合的に勘案すると、現在の報酬額は妥当なものと判断した。

ただし、昨今、他の特別区を含む各地において、支給方法のあり方を含め報酬の見直しをめぐる議論等が散見される。

教育委員会と選挙管理委員会の委員の報酬については、平成 24 年の本審議会答申において、他区との均衡に留意した報酬額の改定の検討を求め、平成 25 年から 3 年間で段階的に引下げられたところであるが、他区との均衡にさらに留意し、引続き報酬額の適否について検討を求めるものである。

政務活動費については、議員の職責が増大し、その活動範囲が拡大しており、区民ニーズを的確に把握し、政策形成に反映させる必要性などから、これまでの本審議会答申同様、当面は、現在の水準に妥当性があるものと判断した。

(4) 改定の実施時期等

改定の実施時期については、従来の実施時期等を考慮して、令和 2 年 4 月 1 日から実施することが適当である。

今後、我が国の社会経済情勢をはじめ、北区を取り巻く環境の急激な変化や、他の特別区との不均衡など、特別職の報酬等についての状況に大きな変化・変動が生じたときには、本審議会を開催し、検討を実施すべきである。